

子どものインターネットリテラシー

下田 博次 ● 群馬大学 社会情報学部大学院研究科 教授

子どもの携帯インターネット普及で事件・トラブル急増 ネット社会の少年非行を防ぐには地域ぐるみの対策必要

「2005年までに世界最先端のIT国家を目指す」としたe-Japan戦略は、とりわけ携帯電話（モバイルインターネット）の普及で、その目標を達成したとも言えるだろう。しかし、ネット人口を拡大させるだけで、日本社会の質的向上あるいは国家のレベルアップになるというのは、あまりに単純な発想ではないか。特に子ども向けの携帯インターネットの急速な普及には問題があまりにも多い。

ほとんどの高校生がいわゆる「ケータイ」を所有するようになった2003年1月から、私は信濃毎日新聞で「ケータイの落とし穴」という連載記事を書き始め（24回で完結）、さらに2006年7月から2007年3月まで毎週、続編連載「続ケータイの落とし穴」を書いた（計27回）。この連載を通して、過去5年間の高校から小中学生への携帯インターネット普及の速さと利用問題の多様化、広がり方が改めて確認できた。

たしかに業界は成長しているが、ケータイで子ども社会、子ども文化がよくなった事例、現象は、いっこうに浮かんてこない。憂慮すべき使い方が増えて（子ども相手の危ない商売、使わせ方が増えて）、従来の非行、逸脱傾向が拡大、日常化し、子ども社会では暗いネット文化が当たり前の色調になってしまったと言わざるをえない。これからの日本社会のインターネット利用の質（量ではなく）を考えると、この傾向は見過ごせないと思う。

■ 警察の危機意識

昨年7月、警察庁はインターネットを特集した2006年版「警察白書」を公表した。警察白書では、かつて1998年に「ハイテク犯罪」という言葉を使って不正アクセスなどコンピュータ利用犯罪の台頭を取り上げたことがあったものの、インターネット時代の犯罪や子どもの情報非行問題を本格的に扱うのは初めてのことである。しかも特集のタイトルは「安全・安心なインターネット社会をめざして」というものだった。これは「このままインターネット化が進んでいけば日本社会の安全は保障できない」と言っているわけである。子どもたちが悪いネット遊びで育っていけば、情報社会日本の安全を脅かす要因にもなるのだ。

現実には、インターネットやコンピュータ利用犯罪の総称であるサイバー犯罪の2006年の件数は316件（前年比52%

増）で過去最高だった。警察が受け付けたサイバー犯罪の相談件数も2006年は8万4173件とやはり過去最高を記録し、この5年間では5倍近くも増えている。

この2006年版警察白書は、インターネットという新しいメディアが作り出す情報環境の危険性について踏み込み、注意を喚起している。たとえばインターネットの情報世界には違法、有害情報があふれている。覚せい剤や拳銃などの販売情報や爆発物の製造から運転免許証の偽造方法、さらには他人を誹謗・中傷したり自殺に誘い込んだりする情報も発信されている。問題は、このような違法、有害情報が大人と子どもの区別なく降り注いでいることだ。

■ 日米の違い～子どものネット利用めぐり議論

日本のインターネットブームは、「米国に追いつけ」というかけ声ばかりで、とりわけ次代を担う子どもたちのことを考える余裕もない貧しいスタートだったと思う。米国では、「子どもたちにインターネット利用を」と号令するクリントン前大統領に向かって、親たちがNPO（民間非営利団体）を通じ、「インターネットは子どもに自由に使わせることができるメディアではない。うちの子がこのメディアで悪くなったら国が責任をとれるのか」と釘を刺した。そこで、インターネットの有害情報から子供を守り育てるための国民的議論が始まったのだ（断っておくが単純な規制論ではない）。

日本では、いまだにそのような国民的議論は起きていない。ネットの有害情報論も、表現の自由などいわば知識人めかした理屈の遊びで、判断能力、社会的責任能力の未熟な子どもが起しているネット利用問題をどう解決するかという視点からの現実的議論はほとんどないように思う。依然、大人と子どもの区別がないネット社会論が、日本では続いているように思えてならない。

■ 日本の子どもたちの特異な現状

現実はどうか。日本の子どもたちは、ネット利用の詐欺、悪徳商法や児童買春、人権侵害、恐喝などの被害にあうようになった。いや被害者どころか加害者にもなっている。実際に「学校裏サイト」や「プロフ」と呼ばれる子どもらの最新のネット遊びでは、誹謗中傷やわいせつ情報発信が著し

くなり、後に述べるが、群馬県では子どもの有害情報発信を防止するための対策会議まで設立したほどである。

実際に思春期の子どもが、カメラ付きケータイを使ったわいせつ情報など有害情報の発信者になるという現象は、世界中で日本だけと言って過言ではない。それというのも、日本の10代の子どもたちだけが、パソコンばかりかインターネットの情報世界に自由に出入りできる携帯電話を好き勝手に使わされているからである。実際に日本の少女たちも、iモードタイプの携帯電話がなければ、援助交際（エンコー）などかくも簡単にはできない。それが証拠に、子どものケータイ利用犯罪の代表例であるエンコーは減っていない。むしろ増えてしまった。背後にはネットにおける出会い系サイト機能の実質的拡散がある。子どもたちを巻き込んだおぞましい文化が定着したと言わざるをえない。

■ 広がるモバイルインターネット利用事件

インターネットができる、いわゆるiモードタイプの携帯電話はモバイルインターネットとも呼ばれ、女子高生など子どもの世界から急速な普及をみせた。しかし面白い、便利と子どもらが言うこのメディアが、子どもたちの思考や行動に及ぼしている影響について、十分な議論や調査がいまだに行われていない。過去8年間にわたり多発する子どもたちの携帯インターネット利用がらみのトラブルや事件を考えると、私は焦りを覚えるばかりだ。

携帯電話を使った事件で、最初の衝撃的な重犯罪事件は、2000年の4月から5月にかけて京都で起きた出会い系サイト利用による殺人事件だった。この事件は、出会い系サイトで知り合った19歳の女子大生が殺害されたもので、被害者と加害者は頻繁にメールを交換していたことから、ケータイメール殺人事件とも言われた。このような新しい性格の事件、つまり未知の、しかし心理的には親しみさえ覚えるメル友との出会いにより起きる事件を重視しようという社会的機運は、残念ながらこの事件の後も高まりを見せることなく、逆にケータイブームのなかで、子どもたちのネット利用による被害、加害事例が増えていった。

2001年7月に神戸市の中国道で発生した、中学教師による女子中学生の手錠・監禁死亡事件は、社会に大きな衝撃を与えた。34歳の中学校男性教師が出会い系サイトを使うなどして中1の少女をホテルに連れ込み、手錠をかけて顔に催涙スプレーを噴射したうえに現金3万円を奪った。その後、この教師は手錠をかけた少女を車に監禁、中国道を走行中に少女が車から転落、死亡させたという事件であった。この事件の衝撃は、教師と生徒の異常な行動と、それを可能にした携帯電話にあったことは言うまでもないが、その非

行・逸脱メディアとされた携帯電話の利用層が、携帯インターネット発売後1年足らずで高校から中学に降りていたことにも注目が集まった。小学校から中学に上がったばかりの少女が、携帯電話を使って中年男性と簡単に会ってホテルに入っていくという光景が、不気味な時代の開幕を、人々に予感させた。

■ 中学生の出会い系サイト利用事件が急伸

2001年は携帯電話の急速な普及、とりわけ利用年齢の低年齢化を反映するように、高校生ばかりでなく中学生の出会い系サイト利用事件が急伸した年でもある。それは警察庁の発表した犯罪データにも現れている。出会い系サイト利用における中学生、高校生らの被害が出始めたのが、携帯インターネットが10代に急激に普及した2000年のことである。この年の出会い系サイト関連の検挙数は104件、このうち約7割が中高生の被害ケースとされた。翌2001年には、実に8倍以上の888件に急伸する。驚くべき伸びである。携帯電話ブームが膨れ上がっていたこの時期ではあるが、さすがにこの8倍という事件の伸び率に、教育関係者をはじめ警察も危機感をもち、遅まきながら対策に動き始めた。しかし、そうしたなかでも2002年には摘発件数が1731件と倍以上の増加となり、たまりかねた警察庁は通称「出会い系サイト書き込み禁止法」なる法律作りを走った。しかし、2006年に出会い系サイトに関係した犯罪の検挙件数は1915件（前年比21.1パーセント増）と過去最多を記録している。

言うまでもなく、いわゆる出会い系サイト書き込み禁止法の狙いは、携帯インターネットを使用する子どもたちの売春目的の危険な出会いを止めるのが目的である。だが、子どもたちが求め、大人が仕掛けるインターネットの中の出会いのメディアは、明らかにそれとわかる出会い系サイトばかりではない。オンラインゲームやチャットサービスなどサイバーモール全体が、出会いのサービス（コンタクト機能サービス）を提供するメディアであることを忘れてはならない。

■ 写真付きケータイ利用でいじめも凶悪化

非日常的な重要犯罪ばかりではない。子どもの世界の日常的問題、たとえばいじめなども変質している。たとえば徳島県警生活安全企画課は、携帯電話を使い同級生の女子高生（16歳）を中傷するメールを顔写真付きで不特定多数の人に送信したとして、同県立高校の女子生徒4人（いずれも16歳）を名誉棄損の疑いで書類送検した。調べでは、4人は中傷の対象となった女子生徒が、現金を盗んだり男性と親しくしたりしているなどという虚偽の内容で、多くの人に転送するよう求めるメールを携帯電話で友人らに送っ

子どものインターネットリテラシー

た疑い。メールには被害にあった女子生徒の顔写真が掲載されているHPの場所も記されていた。受信者に送られたのは「1人でも多くの人に回してほしい」と促すチェーンメールだった。4人は被害者と同じ高校の遊び仲間だったが、「悪口を言われたことに腹を立てた」と供述している。

写真付きチェーンメールによる誹謗中傷から、最近では子どもたちのプロフや掲示板遊びで匿名、あるいは「なりすまし」の書き込みによるいじめが学校の教師を悩ませている。学校では、また授業中の携帯電話利用も増えている。私の研究室が2005年12月に行った3486人の中高校生対象の「携帯電話利用実態調査」では、「授業中よく使う」と「時々使う」を合わせて27パーセントに及んだ。

■ 小さな悪戯を犯罪にしていまいやすい道具

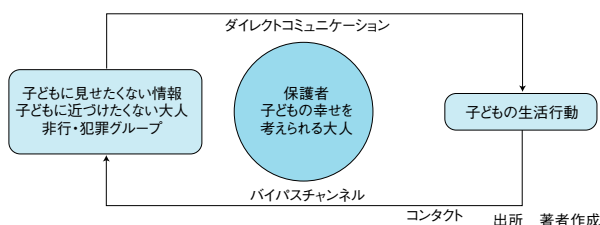
我々の調査では、上記のような授業中の携帯電話利用の実態を保護者はほとんど把握していないこともわかった。携帯インターネットの普及は、それ以前にはなかった青少年の逸脱、非行を生み出していると言って過言ではない。実際、過去8年間の、子どもたちのインターネット利用で起きている犯罪や社会的トラブルでは、まず使用メディアがパソコンから携帯インターネットに移行している点が注目されている。この携帯インターネット事件の増加は、パソコンからのインターネット利用より簡単であることと、ユーザーの低年齢化が深く関係している。つまり判断力や自制力が弱い子どもたちに好き勝手に使わせていることが問題なのだ。

実際に子どもの携帯電話を使った犯罪の特徴は、たわいもない悪戯から犯罪へというケースが多い。つまり携帯インターネットというメディアは子どもを犯罪者に仕立てやすい道具であるという認識が弱いのだ。

2003年7月、静岡県浜松市内の男女中学生2人（いずれも14歳）が同級生のバックから盗んだ携帯電話を使って面白半分「爆弾をしかけた。30分後には爆発する」などと学校に対して嘘の爆弾予告をした。このため学校側は生徒全員をグラウンドに避難させ、結局1時間以上の授業妨害となり、2人の生徒は送検となった。携帯インターネットというメディアがなかった時代の子どものでも、その程度のことを学校の壁や塀に憂さ晴らしで書いた。それが今や社会を騒がせる犯罪に発展してしまうのである。実際に便所の壁や教室の黒板にいたずら半分面白がって書き込んだ悪戯書きが、インターネットでは深刻な人権問題に発展するケースも目立ってきた。

とくに小中学校の子どもらが携帯インターネットを使って被害者より加害者になるケースが増えている。これら新しいメディアが、たとえば従来なら結びつくことなど考えられな

図1 危険なインターネットのコンタクト機能



い大人と子どもの関係を簡単に作ってしまうという特性が軽視されている。これまで会ったことのない小学生の少女と中高年男性の性関係など、いまや珍しくもなくなっているが、これは年齢や性別による従来の対人関係の制約を越えたコミュニケーションを実現するインターネットの機能的特長とも関係しているのだ。

■ 強い警鐘が必要な「コンタクト機能」

1990年代中頃より、米国ではコンタクトと呼ばれるインターネットのメディア機能に注目が集まった。メディアと言えば通常は、単に情報を伝える技術あるいは力を思い浮かべるが、コンタクトは「人と人を結び付けるメディアの力」を意味する。それも見知らぬ人間同士を結びつけ、関係付けるメディアの力なのだ。インターネットを生み出した米国では、このコンタクトのメディア機能が未成年の子どもたちに及ぼす悪影響について関心が広がったのだ。

米国のテレビ網は家庭に向けて「子ども部屋のパソコンから、あなたのお子さんに悪い大人の魔の手が伸びていますよ。インターネットのコンタクトにご注意」という警鐘を鳴らし続けていた。日本でもそのインターネットの負の力が子どもに及んでいる。それも親の管理がパソコンより難しい携帯電話（インターネット接続型）から、子どもたちにコンタクト機能を利用した魔の手が伸びている。しかし、この現実について効果的な解説や警鐘を鳴らすマスコミ報道は皆無に近い。

私は、NHKでインターネットのコンタクト機能の子育て教育上の危険性について、図を使って解説したことがある（図1）。ダイレクトコミュニケーションとは、あらゆる情報を子どもに直接届けるメディアのサービス機能を意味する。子どもの教育上からは有害情報を親や教師の頭越しにダイレクトに子どもに届ける機能と言ってもよい。子どもは従来ならば接することもできなかった非行、逸脱を誘う情報に自在にアクセスできるようになった。実際に授業中に、やすやすとメールの送受信をしたりケータイ漫画を見たりすることができる。そればかりか、コンタクトのメディア機能を使って危険な情報の発信者と簡単に関係をもてるようになった。しかもその親の頭越しに行われる情報行動が見えないために、非行、逸脱行動の防止は難しい。

子どもを守る親の頭越しに行われる情報行動を私は「バ

イパスチャンネルを使った行動」と呼んでいる。つまり親や教師から子どもがどんな情報に接し、どのような行動を始めたのかを見えなくするような情報メディアの回路（チャンネル）が作られたわけである。そして子どもたちはこのバイパスチャンネルを使った遊びの行動を活性化させている。携帯電話を手にした子どもらは親や教師にも知られないでインターネット上のさまざまな遊び場に入っていくようになった。暇つぶしにゲームをしたり変身遊びやブリクラ遊びをしたり、お金が欲しくなると出会い系サイトを使って現金を手にすることもできる。

■ 業界の社会的責任

では、このようなインターネットの情報世界の悪化と少年非行をどのように食い止めるべきか。警察庁は、「安全、安心な情報社会の実現は警察だけではできない。国民皆の協力が必要」として、国民の議論を喚起するよう提言している。2006年版警察白書では特にインターネットの子どもへの影響分析にかなりのエネルギーを注いでいるが、この部分は私が座長を務めた「少年インターネット利用問題研究会」の報告書（警察庁生活安全局少年課）の分析データ、提言などが使われている。私どもの「平成17年度青少年問題調査研究報告」では、子どもの携帯電話からのインターネット利用について、保護者と業界団体それぞれについて責任ある対応を求める提言を行った。こうしたことから、総務庁が業界の経営者を呼んで「フィルタリング普及に努力せよ」と要請することとなったのだが、遅すぎた感は否めない。

子どものファーストユーザーにガードがかけられればそれに越したことはないが、地域社会がよほどきっちり携帯電話販売を見張らないと、建前だけに終わりがかねない。少なくとも群馬県はそういう認識で県内の販売責任者たちを県庁に呼んで強く要請した。しかし現実の問題解決でいま一番急務なのは、子どものネット利用の最終責任者である保護者の自覚だろう。携帯電話会社は消費者の選択の自由を口実に、保護者に子どものケータイ問題の責任を転嫁しようとしているようにも見える。親はしっかりしないと、高い通信料金を払わされたうえ、携帯電話会社から愚か者呼ばわりされかねない。

■ 地域社会の取り組みが必要

群馬県はインターネットを安易に子どもに使わせるための「安心出前講座」ではなく、子育て教育に最終的に責任をもち、個々の子どもの成長段階を前提に「自己管理する能力がなければ使わせないという選択肢をも視野に入れた」市民のインストラクター養成を始めた。市民インストラクターの中には専業主婦だけでなく小学校の校長先生やお寺の住

表1 市民インストラクターのミッション

(1)	子育て教育の観点からインターネットの危険性、特に子どもの携帯インターネット利用の問題点について、同じ親の立場から学びあい、情報交換をする。
(2)	保護者が個々の子どもの成長段階、能力（判断力、自制力など）を見極めて携帯電話やパソコンを与え、与えた後も指導できるよう支援する。その際、子どもの成長段階、レベルから判断して「有益な使い方ができない、と判断したら使わせない」という選択肢を重視する。
(3)	インターネットの技術的進歩や、特に子どもを喜ばせる各種コンテンツを冷静に評価できるような情報提供を心がける。

出所 著者作成

職さんなど職業的には多彩な人々がいる。

私個人としては「お母さんインストラクター」に大きな期待を寄せている。その見本は米国にある。米国では「ネットママ」と呼ばれる女性らが活躍していて、パソコンからのインターネット利用問題の解説にあたりたり、地域の保護者の相談にのったりもしている。子どものインターネット利用問題の解決には、このお母さん同士の相談や情報交換が重要になる。米国のネットママと呼ばれる人たちは、自分の子ども、地域の子どものインターネットの有害情報から守るために学習したり、啓発・相談活動をする。同様に群馬県の市民インストラクターも親の立場から、携帯電話会社や業界団体のインストラクターとは異なる啓発活動を心がけている。

表1に示した3点が市民インストラクターのミッションである。群馬県の市民インストラクターは、携帯電話会社や業界団体のインストラクターと違い、企業の営利活動に差し障りのある事柄も「子どもを守り育てる」という立場から調べ、互いに情報交換をする。

群馬県では、これから携帯インターネットを使わせる立場の保護者を助ける市民インストラクター養成の他に、子どもたちの有害情報発信対策会議を設置し、すでに注意や指導もなく使っている子どもらが起こす問題、とくに中高生らの誹謗中傷やわいせつ情報など有害情報発信への対策にも乗り出している。昨年末に群馬県青少年こども課が事務局となり発足させた組織「子どもたちの携帯インターネット利用問題対策会議」である。対策会議のメンバーも多彩で、県警職員、県下の教育委員会職員、群馬県ITキッズセーフインストラクター、大学の研究者、学生らからなり、私が座長を務めている。この会の目的は中高生らの、自他を損なうような有害発信遊びを止めさせ、予防することにある。

群馬県がこのような対策会議を発足させたきっかけになったのは、2006年夏に県内で起きた3件の中学生による有害情報発信だった。2件は学校裏サイトという掲示板からの発信で、もう1件はプロフ発信。いずれもいじめにつながる誹謗中傷や大人も驚く過激なわいせつ情報発信だった。私の研究室ではこのような子どもの有害情報発信を社会的リスクの発生と捉え、警察沙汰にする前に発信を止めさせるための危機管理マニュアルを用意している。インターネット時代の子育ては、家庭や学校の努力だけでは不十分で、地域ぐるみの啓発や危険防止活動の仕組み作りが必要と考えている。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp